

メカトロシリーズ(電装品)

日本トムソン株式会社

シリーズ名称	代表的な形式	リスト規制に対する 該非判定結果	備考
・プログラムコントローラ	CTN481G		一般機械部品(電装関連装置) 輸出令別表第一の八 コンピュータ
・コントロールユニット	NCD171G…		一般機械部品(電装関連装置) 輸出令別表第一の六-(七) ロボット
	ADA…, ADV…	非該当	輸出令別表第一の二-(八) 周波数変換器、七-(八の三) 半導体モジュール
・専用ドライバ	NCR-DCE0D3B-021D-S135, NCR-DDA0A1A-051D-T08		輸出令別表第一の二-(八) 周波数変換器
	MR-J3…, MR-J4…		輸出令別表第一の二-(八) 周波数変換器
・ドライバ用セットアップソフトウェア	SW1DNC…		ユーティリティプログラム(CD-ROM)
・ドライバ用パソコン接続ケーブル	ADCH-AT2	対象外	一般機械部品(ケーブル)
・中継コード	TAE…MC, …EC, …BC, …LC, …RS, …LD		一般機械部品(コード)
・ティーチングボックス	TAE…TB	非該当	一般機械部品(電装関連装置) 輸出令別表第一の八 コンピュータ
・I/O増設ユニット	TAE…KB		一般機械部品(電装関連装置) 輸出令別表第一の八 コンピュータ

・[非該当]: 輸出令別表第一の一～十五までの項目に品目名は記載されていますが、仕様または精度としてリスト規制に該当しません。

・[対象外]: 輸出令別表第一の一～十五までの項目に品目名が記載されていないため、リスト規制の対象とはなりません。

・上記製品は、輸出令別表第二には該当いたしません。

・当社製品は、すべて輸出令別表第一の十六の項(キャッチオール規制)に該当します。輸出する際は、お客様において仕向国および用途・需要者を確認いただき、客観要件に該当する場合は、輸出許可申請等必要な手続きをお取りください。

・上記製品には、米国原産及び米国原産と見なされる部品・技術情報を使用しておりませんので、米国輸出管理規則(EAR)の再輸出規制の対象外です。

・上記以外のメカトロシリーズ(電装品)製品は、個別に該非判定を行いますので、IKOにお問合せください。